（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）

第六条　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官二人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官一人、セキュリティ対策調整官一人及び文書管理専門官一人を置く。

2～14　（略）

15　セキュリティ対策調整官は、農林水産省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この項において同じ。）の確保並びにサイバーセキュリティの確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある重大な事象の発生時における被害の拡大及び発生の防止に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16　（略）

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官及び統計デジタル分析専門官）

第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　統計デジタル分析専門官は、農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計及び営農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計のデジタル技術を活用した分析に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十七条の二　検査課に、検査官百二人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。

2～5　（略）

（米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）

第十九条　消費者行政・食育課に、米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官九人、監視特別専門官一人、消費生活専門官一人、食育推進専門官一人及び食育推進指導官一人を置く。

（削る）

2・3　（略）

4　監視専門官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

5　監視特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、並びに第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項のうち特に重要なものについての検査及び指導に関する事務を行う。

6～8　（略）

（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、情報化推進官及び文書管理専門官）

第六条　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官二人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官一人、情報化推進官一人及び文書管理専門官一人を置く。

2～14　（略）

15　情報化推進官は、農林水産省の所掌事務に関する情報システムの整備及び管理並びにサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16　（略）

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官及び統計管理官）

第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官及び統計管理官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十七条の二　検査課に、検査官百六人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。

2～5　（略）

（食品表示調整室及び米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）

第十九条　消費者行政・食育課に、食品表示調整室及び米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官九人、監視特別専門官一人、消費生活専門官一人、食育推進専門官一人及び食育推進指導官一人を置く。

2　食品表示調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資の表示に関する事務の総括に関すること。

二　食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関することを除く。）。

三　食品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務の総括に関すること。

3　食品表示調整室に、室長を置く。

4・5　（略）

6　監視専門官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

7　監視特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、並びに第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項のうち特に重要なものについての検査及び指導に関する事務を行う。

8～10　（略）